

都市計画審議会 会議録

審議事項	議案第 1 号 富山高岡広域都市計画緑地の変更について (1 0 2 号 富山新港地区緩衝緑地)		
会 場	射水市役所大島分庁舎大会議室	日 時	平成 3 1 年 3 月 2 0 日 (水) 午前 1 0 時 ~ 午前 1 0 時 2 0 分
出席者	牧田 和樹、舟木 康眞、佐伯 孝、石川 邦子、伊勢 司、堀 義治、 竹内美津子、小島 啓子、石黒 善隆、中野聡一郎、石田 和人、尾上 清逸 (計 1 2 名)		
欠席者	夏野 勝美、福井 貴実子、沖 和美 (計 3 名)		
傍聴者	なし		
司 会 部 長	委員定足数について報告 (1 5 名中 1 2 名の参加により審議会成立) 開会のあいさつ		
会 長	開会宣言 議事録署名委員の指名 (石川委員、尾上委員)		
会 長	■ 議事進行 本日の審議事項、 「議案第 1 号 富山高岡広域都市計画緑地の変更について (1 0 2 号 富山新港地区緩衝緑地)」 市より説明願う。		
市	議案説明・・・資料参照		
会 長	■ 質疑応答 ・ 議案第 1 号について質疑はあるか。		
会 長	・ 県に提出された意見書の内容はどのようなものか。		
市	・ 意見書の概要としては、「富山新港背後地のように産業集中地区において公害を防止するため、つまり、工場地と住宅の土地利用を分離するため、この緩衝緑地を設置している。そのため、緑地を増やすことはあっても減らすことの無いように施策の検討を期待したい。」というものであった。それに対する都市計画決定権者である県の見解は、「この緩衝緑地は昭和 5 1 年に都市計画決定されましたが、長期にわたり整備がされていない区域があるため、ガイドラインに沿って見直しを検討しました。今回の計画の見直しは整備済みの区域を都市計画緑地の区域とするものであり、整備されている緩衝緑地の面積を減らすものではない。」というものである。		
竹内委員	・ 今回廃止しようとしている区域は、現在緩衝緑地という線引きにはなっているが、実際には樹木が植えてあって緩衝地帯の役割をなしているものではないですね。整備済みの区域で樹木が既に高くなっていて緑地帯としての役割をなしているから、線引きの範囲内であっても廃止をしても生活には影響がないという県の判断ですね。		

会 長	・ その通りである。そのことに対する射水市としての意見を求められている訳である。
会 長	■ 採決 他に質疑はないようであれば、採決を行う。 「議案第 1 号 富山高岡広域都市計画緑地の変更について（102 号 富山新港地区緩衝緑地）」の意見聴取について異存なしとしてよいか伺う。よいと考えることに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手
会 長	全員賛成と認めるので「議案第 1 号 富山高岡広域都市計画緑地の変更について（102 号 富山新港地区緩衝緑地）」の意見聴取について異存なしとする。
会 長	閉会宣言

- 議案第1号 富山高岡広域都市計画緑地の変更について(102号 富山新港地区緩衝緑地)

(1) 富山新港地区緩衝緑地の概要

都市計画緑地の変更の対象の緑地は、富山新港地区緩衝緑地であり、新港の森と呼ばれている緑地になります。新港臨海工業地帯の西側に位置しています。本緑地の西側にある住宅地と新港臨海工業地帯とを遮断することで、都市の健全な発展を促すため設置されました。

本緑地は、昭和51年に県で都市計画決定し、公害防止事業団が整備し、昭和58年に供用開始した県が管理する公園です。都市計画決定面積は、31.3haに対し、公園として供用開始していますのは、25.2haです。本緑地は、射水市と高岡市に跨り位置しており、射水市部分の都市計画決定面積は11.4ha、供用開始面積が10.8haになります。

(2) 都市計画公園・緑地の状況

県内の多くの公園は、昭和40年代から50年代まで都市計画決定され、整備されてきました。その中には、まったく整備されていない公園や一部未整備の公園がありますが、これまで見直しが行われておりませんでした。人口減少、高齢化社会の進展など、社会情勢の変化により公園緑地の役割も変化していることから、適切な都市計画の見直しを行う必要があるとして、平成27年に県が都市計画公園・緑地の見直しのガイドラインを策定しております。今回の緑地の見直しにあたっては、このガイドラインに従い、必要性、実現性、代替機能の観点で継続するべきか、変更するべきか、廃止するべきかを県が検討しています。

(3) 本緑地の見直しについて

必要性については、富山新港工業地帯と旧新湊市、高岡市の住居地域を遮断し、都市の健全な発展を促し、地域住民に健康で文化的な都市生活へのサービスと地域住民のより機能的な都市活動を確保するため、昭和51年に都市計画決定を行っています。このことから、環境保全機能、レクリエーション機能として必要な緑地であります。

実現性については、未供用区域には現在、住宅やセレモニーホールや店舗等が立地しています。昭和51年から現在に至るまで、未供用区域に38件の建築がなされており、未

供用区域において緑地を整備する実現性は低い状況にあると判断されています。

代替機能については、緑地の周辺部には既にコンクリートブロック積みに加えて約 10m の高木が配置されています。西側から見ると富山新港工業地帯を確認できないほど植生が進んでいることがわかります。また、周辺住民から富山新港工業地帯を由来とした大気、騒音、振動、悪臭に関する苦情件数について、県、射水市及び高岡市の環境部局に確認したところ、過去 5 年間は苦情が寄せられていないことも確認しています。このため、供用済み区域のみで環境保全機能は充足されていると判断されています。レクリエーション機能としては、緑地内は野球場、陸上競技場、テニスコートの運動施設、芝生広場、休憩施設を配置しており、供用済み区域の中で機能を十分果たしています。

見直しの結果、本緑地は、環境保全機能、レクリエーション機能として必要な緑地であり、未供用区域については、実現性が低く、供用済み区域において必要な機能が充足していることから、現在供用している区域に合わせて都市計画を変更するという結果に至っています。

(4) 都市計画の変更の内容

計画図に示したように、未供用区域 6.1 ha を廃止し、供用済み面積 25.2 ha とします。この変更によって、射水市の久々湊地区が緑地の位置から削除となり、面積が 31.3 ha から 25.2 ha となります。高岡市内の区域では、未供用区域 5.5 ha、射水市内の区域では、0.6 ha を廃止し、供用済み面積に合わせて区域を変更するものです。

(5) 都市計画法に基づく手続きの状況

射水市では、昨年 12 月に久々湊自治会に都市計画の変更についての原案を示し、説明を行い、反対の意見はありませんでした。高岡市も同様に牧野地区に昨年 12 月から今年の 1 月にかけて説明を行い、反対意見はないと伺っています。

今年の 2 月 4 日から 18 日まで、射水市、高岡市及び県で都市計画の案の縦覧を行いました。射水市では、案の縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。高岡市も案の縦覧者及び意見書の提出はなかったと伺っていますが、県へ 1 件意見書の提出があったと報告を受けています。

今回、県から都市計画法第 18 条第 1 項の規定により、新港緑地が所在する関係市としての意見を求められ、皆様にお諮りするものです。皆様、慎重審議をお願いします。